

暫定措置による糖尿病専門医（小児科領域）・研修指導医（小児科領域）に関する 特例認定規定

日本糖尿病学会専門医制度規則第2条に基づき、小児科領域の糖尿病専門医および研修指導医を特例として暫定的に認定する。

1. 暫定措置による糖尿病専門医の認定

【資格】

暫定措置による糖尿病専門医の認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満足することを要する。

- ①日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- ②本学会の会員であること。
- ③申請時において日本小児科学会の専門医を有し、小児糖尿病診療に従事していること。
- ④小児糖尿病診療について十分な知識と経験を有すること。
 - i 日本小児科学会専門医取得後、常勤医として3年以上小児糖尿病診療の経験があること。
 - ii 小児糖尿病サマーキャンプへの参加経験（1回以上の全日程参加または部分参加（部分参加の場合は連続2泊3日以上参加））があること。
- ⑤業績として、糖尿病臨床に関する、筆頭者としての学会発表または論文が2編以上あること。
なお、学会発表、論文等業績に関しては、施行細則に定める。同一学会或いは合同学会において複数回発表を行っても1回のみ計算とする。
- ⑥暫定措置による専門医認定後、5年以内に研修指導医資格を取得すること。5年以内に研修指導医資格を取得しなかった場合は、専門医資格は失効する。

【認定】

(1) 暫定措置による専門医の認定を希望するものは次項に定める申請書類に審査料を添えて、専門医認定委員会に提出するものとする。有資格者は糖尿病専門医試験を受験することが出来る。

- ①暫定措置による専門医認定申請書
- ②履歴書
- ③医師免許証（写し）
- ④小児科症例記録・小児科症例報告各5例
なお、症例を経験した時期、症例に記載する施設は問わない。
- ⑤業績目録
なお、業績目録に関しては、施行細則に定める。
- ⑥日本小児科学会専門医取得後、常勤として在籍していた施設長等による小児糖尿病診療の経験・実績を示す推薦書
- ⑦日本小児科学会専門医認定証（写し）
- ⑧小児糖尿病サマーキャンプへの参加証明

(2) 2020年度以降に専門医試験を受験したもので認定されなかった場合において、再度専門医の認定申請する場合は、前項に定める書類のうち、一部を免除するものとし、以下に定める書類に審査料を添えて、専門医認定委員会に提出するものとする。有資格者は糖尿病専門医試験を受験することが出来る。ただし、申請書類の一部免除の対象となる期間は、受験した当該年度に続く2年間とする。

- ①暫定措置による専門医認定申請書
- ②履歴書
- ③小児科症例報告5例
なお、症例を経験した時期、症例に記載する施設は問わない。
- ④日本小児科学会専門医認定証（写し）

(3) 認定方法・認定後の更新等については、一般社団法人日本糖尿病学会専門医制度規則を準用する。

2. 暫定措置による研修指導医の認定

【資格】

暫定措置による研修指導医の認定を申請するものは、次の各項の条件を全て満足することを要する。

- ①日本国の医師免許証を有し、医師としての人格および識見を備えていること。
- ②本学会の会員であること。
- ③日本糖尿病学会糖尿病専門医であること。
- ④以下 i, ii の業績を有していること。
 - i 「筆頭著者（first author）」として糖尿病臨床に関わる研究論文（症例報告含む）を発表していること。
または学位（医学博士またはそれに相当するもの）を有していること。
 - ii 糖尿病専門医取得後に、「筆頭著者（first author）」もしくは「責任著者（corresponding author）」として発表した糖尿病臨床に関わる論文、または筆頭者として発表もしくは医師である筆頭発表者に対して主たる指導者として指導をした学会

日本糖尿病学会専門医制度規則

発表を、合計して3編以上有していること。

筆頭発表者に指導をしたことの証明は、所定の証明書を添付すること。

筆頭発表者に主たる指導者として指導をした学会発表として申請が出来るのは、1編の発表につき1名のみとする。

但し、当分の間、糖尿病専門医取得前のもも含めて、糖尿病臨床に関わる筆頭者としての論文発表、または学会発表を、合計して5編以上（このうち、少なくとも1編は論文発表）有している場合も i ii に代わる業績として認める。

なお、学会発表、論文等業績に関しては、施行細則に定める。

⑤糖尿病患者の診療および教育に関して、十分な経験があること。

【認定】

(1) 暫定措置による研修指導医の認定を希望するものは次項に定める申請書類を専門医認定委員会に提出するものとする。

①研修指導医申請書

②履歴書

③業績目録

なお、業績目録に関しては、施行細則に定める。

④小児科症例記録（5例）

なお、症例を経験した時期、症例に記載する施設は問わない。

(2) 認定方法・認定後の更新等については、一般社団法人日本糖尿病学会専門医制度を準用する。

3. 附則

暫定措置による糖尿病専門医（小児科領域）の認定は、2017年度から2027年度まで、研修指導医（小児科領域）の認定は、2017年度から2032年度までとする。

*本（特例認定）規定の改訂は専門医認定委員会および理事会の議決による。

2018年3月1日一部改訂

2018年12月22日一部改訂

2020年12月6日一部改訂

2021年3月14日一部改訂

2024年11月24日一部改訂